

陳情人 宇都宮市戸祭台29-17
栃木県保険医協会
会長 長尾月夫

難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情

1 陳情の要旨

難病の方が費用の心配なく医療を受けられるよう、次の事項について国への意見書提出を求めるものです。

- (1) 難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む。）に当たって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補償する制度を創設し、新規認定時及び更新認定時に公費助成を行うこと。
- (2) 次の事項について平成26年12月以前の実施に戻すこと。
 - ア 市町村民税非課税者及び重症者の自己負担をなくすこと。
 - イ 調剤薬局の薬代及び訪問看護費の自己負担をなくすこと。
 - ウ 入院時食費の給付外しをやめ、自己負担限度額に含めること。
 - エ いわゆる「軽症者」の対象除外を行わないよう、56疾患の認定基準を平成26年12月以前より厳しくしないこと。
- (3) 月額自己負担上限は患者単位とし、限度額を平成26年12月までの基準に引き下げること。
- (4) 患者数を理由に対象疾患外しを行わないこと。

2 陳情の理由

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月から新たな難病医療費助成制度が施行されました。

これによって難病医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大され、レセプト単位だった月額自己負担上限が患者単位になる等の改善が行われましたが、一方で自己負担の引上げや認定基準の強化などが行われました。

この結果、厚生労働省は対象疾病の増加によって医療費助成を受ける患者が78万人（平成23年度）から150万人（平成27年度）に倍増す

ると試算していましたが、平成27年度の患者数は94万人であり、医療費助成の総事業費は1,820億円の試算に対して1,385億円でした。

この背景には、①申請手続に必要な診断書料が従来から全額自己負担であること、②制度の後退によって難病対象であっても申請を行わないこと、③認定基準が厳しくなったこと等があります。